

転出される方へ（ご案内）

H29.10.1 作成

転入届は、新しい住所に移った日から14日以内に、新住所地の市区町村役所（場）に転出証明書、運転免許証等の本人確認書類、印鑑、外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）もお持ちになり、手続きをしてください。また、転出をされる方で、下記制度に該当される方は、それぞれの窓口で手続きをしていただきますようお願いいたします。詳しくは、それぞれの窓口でおたずねください。

＜区役所総務部・保健福祉部・市税事務所、北須磨支所市民課・保健福祉課＞

制 度	転出される時の手続き	窓 口	新しい住所地での手続き	
印 鑑 登 録	転出予定日に登録が廃止になります。転出予定日の前日までに印鑑証明が必要になった場合は、印鑑登録証と転出証明書を窓口にご持参ください。	市 民 課	必要に応じて、転出先の市区町村で新たに手続きをしてください。 （※コンビニ交付を取り扱っていない自治体もあります。）	
コンビニ交付	転出届をされた後は、コンビニ等に設置されているマルチコピー機で「印鑑登録証明書」はお取りいただけません。「住民票」に限り、転出予定日の前日までお取りいただけます。 （※転出先の住所は記載されません。）			
通知カード	【海外転出の場合】 通知カードをご持参ください。手続き後、返納いたします。			転入届出時に通知カードをご持参ください。裏面に新住所の記載を行います。
個人番号カード （マイナンバーカード） 又は 住民基本台帳カード （住基カード）	【転出・転入の特例を受けられます】 ・カードをお持ちの方がおられる世帯が市外へ転出する際は、転出届を提出（郵送可）していただきますと、新住所地の市区町村で、転入届出の際に、カードを提示し、暗証番号を入力していただくことで、「転出証明書」の提出をせず、転入届ができます。また、新住所地でも引き続きカードを利用していただくことができます（転出日が14日以上さかのぼる場合はできません）。			【転入の特例・カードの継続利用の手続き】 ・新住所地の市区町村窓口で、引っ越してから14日以内（転出予定日より30日以内であること）にカードをお持ちになり、転入届をしてください（暗証番号の入力が必要です）。 ・上記の転入届出後90日以内にカードの継続利用手続きをしていただきますと、引き続きカードを利用することができます。ご本人がカードの暗証番号の入力をする必要があります。 ※前住所で個人番号カードを申請していた場合、再度申請をしていただく必要があります。窓口でご相談ください。
電 子 証 明 書	署名用は住所の変更により自動的に失効になります。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。		署名用は必要に応じて手続きしてください。 ※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。	
国民健康保険	転出される場合は必ず届出時に保険証をご持参ください。「高齢受給者証」をお持ちの方は、ご持参ください。保険料の精算については説明、相談させていただきます。現在、病院にかかっている方で健康保険の内容が変わる方は必ず病院に連絡してください。		転入時、すみやかに加入手続きをしてください。	
国 民 年 金	1号被保険者 （自営業等）	海外へ転出される方は、届出が必要です。	年金手帳及び印鑑を持参して手続きをしてください。	
	既に年金を受給している方	国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙（はがきタイプ）を新住所地でもらってください。）	老齢年金・通算老齢年金・障害年金・遺族年金は、住所変更届を年金事務所へ。老齢福祉年金は市区町村の年金担当課で手続きをしてください。	
※印鑑は、本人自らが届出を行い、署名することで省略することができます。				

裏面へつづく

制 度	転出される時の手続き	窓 口	新しい住所地での手続き
後期高齢者医療制度 ・満 75 歳以上の方 ・65 歳以上の一定の障害のある方	被保険者証をお返してください。 県外に転出される方は「負担区分等証明書」の交付申請をしてください。 満 65 歳以上の方で障害認定を受けておられる方、特定疾病療養受療証の交付を受けておられる方は認定証明書の交付申請をしてください。	介護医療係 (後期高齢者医療)	負担区分等証明書（障害認定及び特定疾病の証明書の交付を受けた方は証明書）を持参して転入の手続きをしてください。
高齢期移行者医療費助成 (65 歳～69 歳)	受給者証をお返してください。		制度が都道府県及び市町村で異なりますので、転出先の市区町村の医療費助成担当課へお問い合わせください。
老人福祉手帳 (すこやかカード)	手帳をお返してください。	介護医療係 (福祉医療)	転出先で同種の制度があれば手続きをしてください。
こども医療費助成			
重度障害者医療費助成	受給者証をお返してください。		制度が都道府県及び市町村で異なりますので、転出先の市区町村の医療費助成担当課へお問い合わせください。
ひとり親家庭等医療費助成			
介 護 保 険	神戸市の保険証をお持ちの方は届出時に保険証をお返してください。保険料の精算について説明させていただきます。 また、要介護・要支援認定を受けている方には「受給資格証明書」を交付します。 なお、神戸市外への転出先が特別養護老人ホームなどの介護保険施設等の場合は、申し出てください。	介護医療係 (介護保険)	「受給資格証明書」の交付を受けた方は、転入の日から 14 日以内に介護保険の窓口にて要介護・要支援認定の「転入者継続」手続きをしてください。
敬老優待乗車証 (満 70 歳以上)		健康福祉課 あんしん すこやか係 (保健福祉課)	
福祉乗車証	市外へ転出される方は、右記担当係へ乗車証をお返してください。	健康福祉課 こども家庭支援課 (保健福祉課)	転出先で同種の制度があれば手続きをしてください。
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	印鑑と手帳をお持ちください。	健康福祉課 (保健福祉課)	転出先の市区町村又は福祉事務所へお問い合わせください。
・児童手当 [中学校 3 年生まで (15 歳到達年度の末まで)]	印鑑をお持ちください。 ☆対象の子どもが転出される場合のほか、受給されている保護者の方のみが転出される場合も届出が必要です。		
・児童扶養手当 [18 歳到達の年度末まで(ただし、特別児童扶養手当受給児童は 20 歳まで)]	印鑑と証書をお持ちください。 ☆世帯員の一部が転出される場合、世帯員すべてが転出される場合のどちらの場合も届出が必要です。	こども家庭支援課 こども福祉係 こども保健係 (保健福祉課)	転出先の市区町村又は福祉事務所へお問い合わせください。
妊婦健康診査受診券	転出後は使用できません。また妊婦検診を兵庫県外で受診し、立て替え払いをされた場合の助成金申請は、転出の手続きをする前にしてください。		妊婦の方は、新しい住所地で、お持ちの母子健康手帳を持参して手続きをしてください。

手続きは転出される区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区 ☎ 841-4131 灘 区 ☎ 843-7001 中 央 区 ☎ 232-4411 兵 庫 区 ☎ 511-2111 北 区 ☎ 593-1111
長 田 区 ☎ 579-2311 須 磨 区 ☎ 731-4341 北 須 磨 支 所 ☎ 793-1212 垂 水 区 ☎ 708-5151 西 区 ☎ 929-0001